

政治資金監査マニュアルの改定（平成28年3月）の概要

1 改定の趣旨

平成27年10月に行われた業務制限の範囲に関する政治資金規正法施行規則の一部改正の反映など、所要の改定を行うもの

（注）今回の改定により、政治資金監査の実施方法や政治資金監査報告書の記載例について、実質的な変更が生じるものではない。

2 改定の具体的内容

(1) 登録政治資金監査人の業務制限の範囲に関する政治資金規正法施行規則の一部改正※の反映

※ 従前の業務制限の範囲に加えて、政治資金監査を受けることとなる収支報告書に係る年の最初の日から当該政治資金監査の最初の日の前日までの期間に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者の職務代行者であった者は、当該国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことはできないとするもの（平成28年1月1日施行）。

(2) マニュアルの記載の趣旨の明確化

- ① 政治資金監査報告書の記載事項に関する説明を項目ごとに分け、見出しを設定
- ② 政治資金監査報告書記載例の注の追加及び表現の整理
- ③ その他記載の趣旨の明確化を図る表現の見直し

3 スケジュール（予定）

平成28年

3月25日 第6回政治資金適正化委員会において改定内容を決定

6月～ 研修等において改定後のマニュアルを活用

登録政治資金監査人に対する改定内容の周知